

困難な環境にある子どもへの支援の強化

【担当省庁】厚生労働省

奈良県における取組と課題

【本県の取組】

令和元年度に策定した「奈良県社会的養育推進計画」に基づき、すべての子どもの最善の利益が実現されるよう、社会的養育を推進している。

1 一時保護改革に向けた取組

子どもの立場に立った保護や質の高い支援を行うため、一時保護所の運営内容の評価方法について検討している。

【一時保護所での一時保護の推移】 (人・日)

	H28	H29	H30	R1
実人員	143	153	155	175
1人平均保護日数	26.8	26.4	23.8	29.8

【課題】一時保護する児童数は年々増加し、R元年度の一人平均保護日数は直近で最長となる中、一時保護所の運営に関する、定期的な評価を実施したいが、財源の確保がネックとなっており、第三者評価の実施が難しい。

2 市町村の子ども家庭支援体制構築に向けた取組

市町村の相談・支援体制を強化するため、地域支援を担う児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に取り組んでいる。

【児童家庭支援センターあすか】 (件)

	H28	H29	H30	R1
相談件数	7,108	6,200	6,095	4,952

【課題】本県の児童家庭支援センターでは、運営事業費の補助対象件数区分の上限である4,400件を上回るケースに対応し、過度の経費負担が生じているセンターがある。

3 社会的養護自立支援に向けた取組

施設退所後の子どもが、安定した生活基盤を築き、自立した生活ができるよう、県では児童養護施設や民間支援団体等と連携して、生活や就労支援等に取り組んでいる。

【施設退所者等に対する自立支援資金貸付状況】 (%)

	H28	H29	H30	R1
活用率	18	13	14	8

※活用率：施設退所者数に占める自立支援資金貸付者数の割合

【課題】 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業は、「一定期間働く」と免除の貸付金のメリットよりも、「長期間の債務」のプレッシャーの方が大きく、活用が低調である。

国にお願いすること

1 一時保護所の第三者評価の義務化

一時保護所の処遇の向上・改善には、財源を確保したうえで、第三者評価を確実に実施することが重要であるため、現在、努力義務となっている受審を義務化いただきたい。

2 児童家庭支援センター運営補助金の財政支援の拡充

児童家庭支援センターを安定的に運営し、設置数を増やすため、相談件数に応じた補助対象件数区分の上限設定の見直しなど財政支援の拡充をお願いしたい。

3 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付の要件緩和

施設退所後の子どもが、長期間の債務を心配することなく進学や就職に一步を踏み出せるよう、現行の返還免除の「5年継続勤務」から、その他貸付での免除要件である「2年継続勤務」へ要件緩和いただきたい。